

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例				
主管課	財政課				
根拠法令等					
【改正の概要】					
委員会における参考人の意見の陳述を本人の口頭による陳述に限ることとするため、この条例の一部を改正するもの。					
手続	該当条項	内容	主体	相手方	改正内容
参考人の代理人の意見陳述又は文書提示の制限	42条4項	代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。	参考人	—	制限する方法にオンラインによる提出を追加
施行日	令和6年4月1日				
【その他参考事項】					